

令和6年度徳島市物価高騰対策支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)

支給市区町村(※申請時の居住市区町村)
徳島市長 殿

※申請期限：令和7年5月30日(金)当日消印有効

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	徳島市 電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和6年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	R6.1以降 家計急変があつた者
1	(申請者)	本人	/		<input type="checkbox"/>
2			大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/>
3			大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/>
4			大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/>
5			大・昭・平・令 年 月 日		<input type="checkbox"/>

3. 振込口座 (申請・請求者(世帯主)と口座名義人が異なる場合は「代理人記入欄」をご記入ください。)

※下欄に記載し、振込先金融機関口座が確認できる書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

該当者に○

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰め)	口座名義(カナ) (※「1. 申請・請求者」名義に限る。)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

4. 現金受取希望欄 ※現金受取を希望する場合のみ、以下の欄に記入してください。

※次の項目を確認し、確認後にチェック欄(口)に「✓」を入れてください。

- どうしても口座による受け取りができないため、現金受取を希望します。
- 現金受取は、口座振込より支給日が遅くなることを了承します。(給付金は後日指定する方法での受取となります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 7 年 月 日 申請・請求者氏名 _____

裏面も必ず確認ください。

事務局使用欄									
2	-								

代理人記入欄（代理人が申請(又は受給)する場合のみ記入し、代理人の本人確認書類の写しも添付してください。）

代理人	(フリガナ) 代理人の氏名	世帯主との関係	代理人の 生年月日	代理人住所・連絡先
			大・昭・平・令 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 物価高騰支援給付金の () を委任します。 ※いずれか1つのチェック欄() に「し」を入れてください。			世帯主氏名	署名

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、チェックしてください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 令和6年度徳島市物価高騰対策支援給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
- (※)給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
- ア 世帯の全員が、**令和6年度住民税「非課税」水準相当である。**
 イ 世帯の全員が、**令和6年度住民税が課されている他の親族等の「扶養」を受けている世帯ではない。**
- ① (注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
 ウ 世帯の中に、「**租税条約**」による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 徳島市又は他自治体において、物価高騰対策支援給付金と同様の要件で支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
- 給付金(家計急変世帯分)は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として給付申請した場合など、**予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。**
- ③ 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、徳島市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、徳島市において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑤ 徳島市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年6月10日までに、徳島市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。
- ⑦

提出書類 提出が必要な書類にチェックしてください。

必ず提出が必要です。

- 『令和6年度徳島市物価高騰対策支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)』(本書)
 ※必要事項をご記入ください。
- 『簡易な収入(所得)額の申立書』(別紙)
- 『令和6年中の収入』の状況を確認できる書類の写し(コピー)』
 ※申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書、通帳(令和6年中の履歴)等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類(令和6年1月～12月までの収入分です。)
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
 ※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
 ※通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)
- (令和6年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附票の写し(コピー)』
- (代理人の方が申請する場合)『代理人の本人確認書類の写し(コピー)』
 ※代理人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)
 ※マイナンバー通知カードは、本人確認書類に該当しないためご注意ください。
- (代理人の方が申請する場合)『代理人であることを証明する書類の写し(コピー)』
 ※申請者の成年後見人が申請する場合は登記事項証明書の写し、保佐人・補助人が申請する場合は登記事項証明書の写し、代理権目録(公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが記載されている場合)
 ※同一世帯の方は戸籍謄本・住民票の写し等は不要です。 ※戸籍謄本・住民票の写しを提出する場合は、取得してから3カ月以内のもの

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)